

安定ヨウ素剤の配布についての陳情

(陳情の趣旨)

原子力規制委員会は 7 月 3 日の定例委員会において「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」という指針の改正を行いました。

いちき串木野市は、年間を通じて川内原発の風下になる可能性が高いだけでなく、原発事故発生時に地震、台風などの風水害、火山の噴火による火山灰などの影響が危惧されます。

そのため、いちき串木野市は、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の 8 ページの「即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域」と考えるべきであり、「困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述の PAZ 内の住民に事前配布する手順を採用して、行うことができる。」に基づいて配布を実施すべきと思います。※

また、田畑市長が知事に要望しているように、希望者全員に対して配布すべきと思います。

そして、申請書ですが、市の広報紙に挟み込む形式では見過ごす場合が多いと思っています。茨城県の東海村に隣接するひたちなか市は全世帯に申請書を郵送しています。県は、第 2 回目の安定ヨウ素剤配布の計画を検討中です。

※下記は 2019 年 7 月 3 日に原子力規制委員会で改正が了承された「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の 8 ページより抜粋。

PAZ

また、地方公共団体は、住民への説明会を定期的を開催することを前提とした上で、地域の実情を踏まえ、地域の医師会及び薬剤師会と具体的な配布方法を協議の上、薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し、その薬局等で、安定ヨウ素剤を配布することもできる（報告書 別添 1）。地方公共団体は、住民への説明会に参加できない住民に対して、地方公共団体が指定する薬局等に住民が出向き、薬剤師等による説明を受けた上で安定ヨウ素剤を受領できるよう対応する必要がある。

UPZ

なお、PAZ 内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述の PAZ 内の住民に事前配布する手順を採用して、行うことができる。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

いちき串木野市における、安定ヨウ素剤事前配布について

1. 要件・年齢（40歳以上でも）にこだわらず、希望者全員に配布すること。
2. 原発から5キロ圏内（PAZ）と同様に、説明会に参加できなくても薬局や病院で受け取れるようにすること。
3. 説明書と申請書は、それだけを入れた封筒を全世帯に郵送し、確実に広報すること。
また、県作成の説明書とは別に、いちき串木野市民に対して、積極的に申請を呼びかける市が独自に作成したわかりやすい説明書も同封すること。
4. 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、公民館その他公共施設などでの備蓄を早急に実施すること。
5. 市として配布率を高めるため、積極的にさまざまな広報を実施すること。

令和元年8月23日

陳情者 住所 いちき串木野市住吉町134番地
氏名 川内原発30キロ圏住民ネットワークいちき串木野
高木 章次